

第1章 計画の策定に当たって

本章のポイント

(千葉県、国における地域福祉の流れと主な取組み)

1. 千葉県地域ぐるみ福祉計画の推進(昭和52年度～平成15年度)

昭和52年度から「地域ぐるみ福祉活動」を推進

「小域福祉圏」「基本福祉圏(市町村)」「広域福祉圏」を設定し、
全県的な取組みを展開

2. 社会福祉事業法から社会福祉法へ

平成12年に社会福祉事業法が改正され、社会福祉法が施行

「地域福祉の推進」を法的に位置付け

市町村は「地域福祉計画」、県は「地域福祉支援計画」を策定

3. 千葉県地域福祉支援計画(第1期)の推進(平成16年度～平成21年度)

理念「新たな地域福祉像の実現」

誰もが、ありのままに、その人らしく地域で暮らすことができる

「新しい地域社会」の構築

具体的施策

「中核地域生活支援センター」、「地域福祉フォーラム」等

第2章 現状と課題

本章のポイント

(千葉県における地域の現状と課題)

1. 地域の現状

急速な高齢化の進展

生産年齢人口(15～64歳)の減少、少子化の進行

核家族、一人暮らし世帯の増加

急速な高齢化が進む県西部と人口の減少が進む県南部、東部

社会経済状況・労働環境の変化、個人主義的傾向の拡大、

新たな社会問題の発生

2. 地域の課題

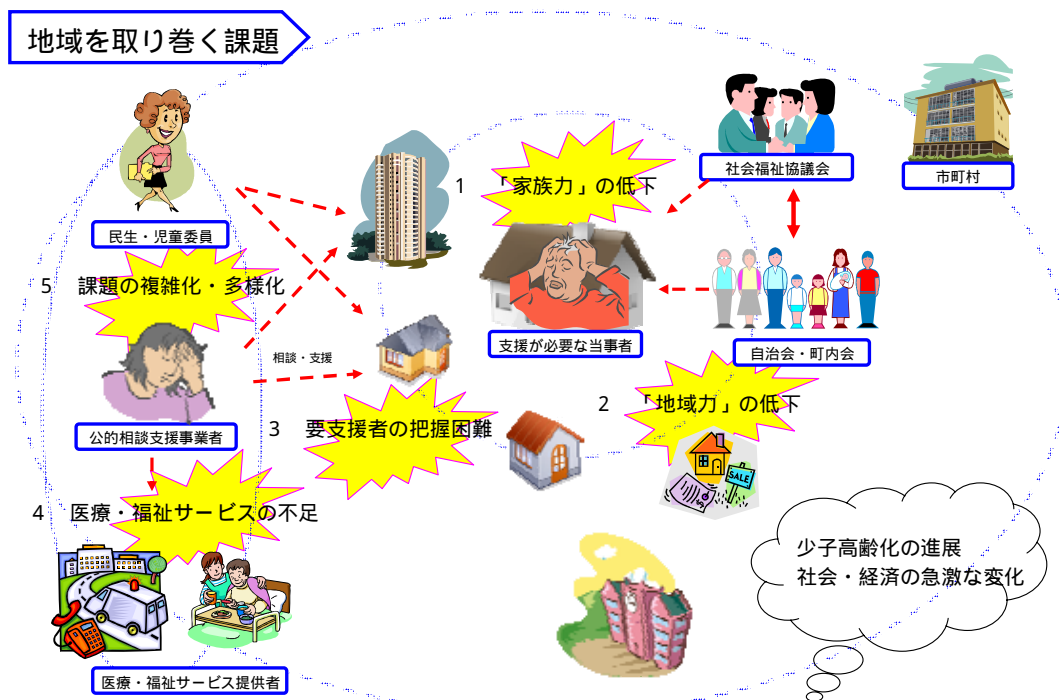
家族内の支え合い「家族力」の低下

地域の支え合い「地域力」の低下

独居者、認知症高齢者等の増加やプライバシー重視の傾向等による要支援者の所在・ニーズの把握の困難化

地域生活を支える医療・福祉サービスの質・量の確保

社会の成熟化により、地域課題は複雑化・多様化し、家族や特定の機関のみでは要支援者の支援が困難に



第3章 理念

本章のポイント

(私たちが目指す地域の姿)

1. 本計画の理念

「互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会」

住民が主体的に進める地域活動

ひとり一人を孤立させない支援体制

地域で連携・協働し問題解決

2. 取組みの方向性 (5つのポイント)

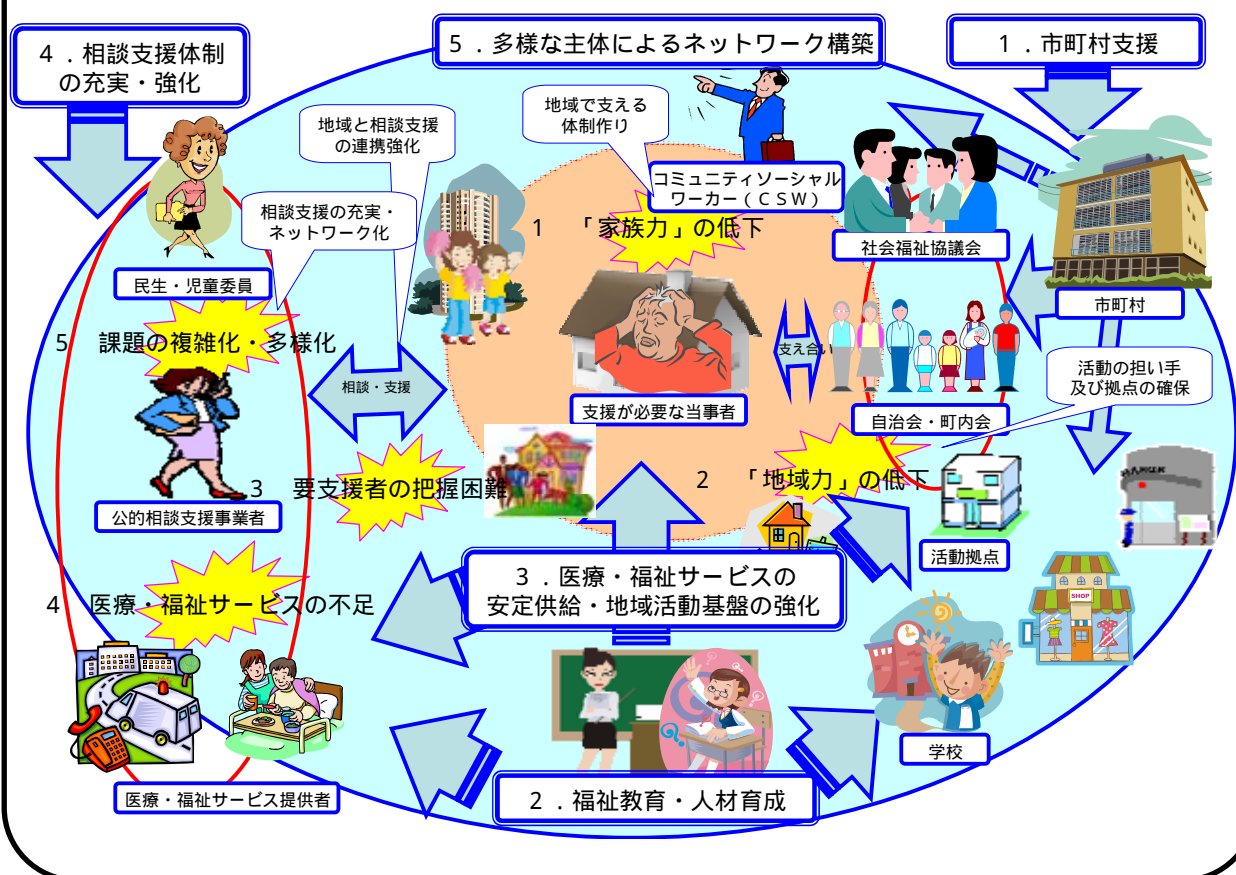
市町村等が行う地域福祉推進の取組みへの支援

生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成

医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化

支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化

多様な主体による地域のネットワークの構築



第4章 推進体制

本章のポイント

(日常生活圏、小域福祉圏の地域福祉活動を支援する体制づくり)

1. 地域福祉の推進イメージのポイント

地域住民がそれぞれの持つ力を持ち寄り、ネットワークで解決
各圏域での解決が困難な事例は、より広域で専門的なネット
ワークで解決を目指す重層的な支援体制

多様な地域課題に対応するため制度に縛られない柔軟な仕組み

2. 各圏域の主な役割

日常生活圏 (自治会・町内会等の互助のネットワーク)

小域福祉圏 (小・中学校区)

分野横断的なネットワークを構成し、地域課題を解決

基本福祉圏 (市町村圏)

小域福祉圏を支援し、総合的な福祉サービスを提供

広域福祉圏

広域的・専門的な連携を促進、市町村等と連携した課題解決

地域福祉活動の推進イメージ



ネットワークの構成員(機関)は地域の状況や課題等により異なります。

第5章 地域・市町村を支援するための施策

本章のポイント

(地域福祉支援のための施策の方向性)

1 . 市町村等が行う地域福祉推進の取組みへの支援

小域福祉活動や市町村の主体性及び地域性の尊重
地域福祉計画の策定や地域福祉の推進に関する人的支援
市町村や広域・県域の福祉系組織等と協働した支援

2 . 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成

生涯を通じた福祉教育を行い、福祉マインドを醸成
地域福祉活動の要となる人材の育成を支援

3 . 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化

地域を支える医療・福祉サービスの充実
地域の医療・福祉サービスを支える人材の確保
地域活動拠点や自主財源の確保等の活動基盤強化に対する施策
の検討や取組みを支援
福祉施設、医療機関、学校、企業等と地域福祉活動との協力
体制の構築

4 . 支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化

「共に生きる社会づくり」の考え方の地域への浸透
相談支援体制の充実を支援
相談支援員の資質向上、各機関の役割分担と相互連携の促進

5 . 多様な主体による地域のネットワークの構築

様々な分野の担い手が参画し、地域福祉を担うための連携の場
づくりを支援
地域における、健康づくり・医療・福祉の連動の促進
コミュニティーソーシャルワーカーの育成

第6章 進行管理

本章のポイント

(計画的な進行管理を行い、地域・市町村と協働して事業を推進)

1. 計画を推進し、地域福祉を進めるために

... 地域、市町村と協働し、地域福祉の理念、取り組みの普及啓発を図り、PDCAサイクルにより計画を進行管理

地域福祉の主役はあくまで地域住民

地域の意見を計画の推進に反映させる推進組織の立ち上げ

各種の推進施策、計画の積極的な広報、普及

毎年度ごとの進行管理を行い、結果を公表

3年後を目処に中間まとめ、状況変化に応じ、必要な見直しを検討

2. 施策ごとの達成目標

... 5つの施策ごとに個別目標を定め、目標達成に向けて地域、市町村と共に取り組む